

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度）

| 支局・出張所名 | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|---------|--------------------------|
| 本局 | 松江市西忌部町 安来市利弘町 |
| 出雲支局 | 雲南市加茂町神原 大田市温泉津町福田 |
| 浜田支局 | 浜田市三隅町岡見 江津市黒松町 |
| 益田支局 | 益田市匹見町澄川 |
| 西郷支局 | 隠岐郡隠岐の島町卯敷 隠岐郡隠岐の島町那久 |